

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
役員・各種委員会等の手当、報償費・謝礼金及び旅費に関する規程

昭和 51 年 4 月 1 日施行
昭和 55 年 4 月 1 日一部改正
昭和 58 年 4 月 1 日一部改正
昭和 63 年 3 月 29 日一部改正
平成 8 年 4 月 1 日全部改正
平成 14 年 9 月 1 日一部改正
平成 15 年 3 月 26 日全部改正
平成 20 年 4 月 1 日全部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 3 月 25 日一部改正
平成 29 年 5 月 31 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、職員（以下「役職員」という。）、評議員及び各種委員会等の手当、給与、報償費、謝礼金及び旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員手当及び給与)

第 2 条 本会の会長、副会長及び常務理事には次のとおり手当を支給する。

- (1)会 長 月額 70,000 円
- (2)副 会 長 月額 20,000 円
- (3)常務理事 月額 150,000 円、ただし、職員が兼務する場合は支給しない。

2 第 1 項第 3 号の規程にかかわらず、那覇市から派遣された常務理事は、給与を支給するものとし、その額は、派遣されなかったとした場合に派遣元で支給されるべき給与の額を支給する。

(報償費)

第 3 条 本会が開催する次の各号の会議に出席した者（常勤の役職員を除く。以下同じ。）には、職務を行うために要する報償費として支給する。

- (1)理事会及び評議員会
- (2)各種委員会
- (3)前各号のほか、会長が必要と認める会議

2 前項の報償費の支給額は、次の各号のとおりとする。

- (1)理事、監事及び評議員 報償費 3,000 円
- (2)各種委員会委員 報償費 3,000 円
- (3)各種委員会又は部会において出席を求められた関係者 報償費 3,000 円
- (4)会長が必要と認める会議に出席した者 報償費 3,000 円

3 前項第 1 号の規定にかかわらず、監査を行った場合の監事の報償費は、10,000 円とする。

(謝礼金)

第 4 条 本会が開催する講演会、研修会等の講師は、謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の支給額は、那覇市の講師謝礼金支給基準表を準用する。

(旅費)

第 5 条 役職員が出張した場合、又は役職員以外の者が本会の依頼に応じ事務遂行を補助するために旅行した場合においては、その者に対して旅費を支給する。

(旅行命令)

第 6 条 第 5 条の規定により旅行する者は、会長又は委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令（旅行依頼を含む。以下同じ。）によって行うものとする。

(旅費の種類及び額)

第 7 条 旅費の種類は鉄道賃、航空賃、船賃、車賃。日当、宿泊料及び食卓料の支給の方法は、那覇市職員等の旅費支給条例及び条例施行規則を準用し、区分の読み替えは別表 2 に定める。

2 役職員以外の者に対して支給する旅費は、役職員に準じて会長が決定した額とする。

(旅費の計算)

第 8 条 旅費は最も経済的な経路及び方法により計算する。ただし、会務の都合、又は天災地変、その他やむを得ない事由があるときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第 9 条 旅費は概算額を支給することができる。ただし、この場合は帰任後 10 日以内に精算しなければならない。

(旅費命令の変更)

第 10 条 旅行中やむを得ない事由により予定日数を超えるときは、その事由を付し、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(旅行の復命)

第 11 条 旅行を完了したときは、直ちにその概要を口頭で旅行命令権者に報告するとともに、10 日以内に復命書を作成して提出しなければならない。ただし、上司に随行した場合又は軽易な事項については、復命書を提出することを要しない。

(雑則)

第 12 条 旅行が両会計年度にまたがるときは、年度ごとに区分して支給する。

(補則)

第 13 条 この規程の施行に関し、必要な事項でこの規程に定めのない事項については、那覇市職員の例によるものとする。

(委任規定)

第 14 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市社会福祉協議会費用弁償規程（昭和 51 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会費用弁償・講師謝礼及び旅費に関する規程（平成 15 年 3 月 28 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

別表 1

(第 4 条 2 項関係)

区 分			金 額 時 給	
外 部 講 師	県 外	学校 官公 署	大学教授 大学准教授 その他の大学職員 自治体等特別職 国及び自治体等の管理職 国の補佐、管理官等 その他	那覇市の講師謝礼基準表を準用する
		そ の 他	医師・弁護士等 コンサルタント等 その他	
	県 内	学校 官公 署	大学教授 大学准教授 その他の大学職員 自治体の特別職 国・自治体の管理職 その他	
		そ の 他	医師・弁護士 コンサルタント 企業・団体の役員 その他	
		内 部 講 師 (勤務外)		

別表 2

(第 7 条関係)

旅 費 支 給 基 準 表

区 分	旅 費 支 給 基 準 表
会 長 副 会 長 常 務 理 事	那覇市職員等の旅費支給条例施行規則、職員等の職務等級区分表 (以下「区分表」) の 2 等級の職員
理 事 監 事 評 議 員 事 務 局 長	区分表の 3 等級の職員
そ の 他 の 職 員	区分表の 4 等級の職員

那覇市講師謝礼支払基準

単位：円

区 分			金額（時給）	備 考	
外 部 講 師	県 外	学 校 官 公 署	大学教授	10,000	
			大学准教授	8,000	
			その他の大学職員	7,000	
			自治体の特別職	10,000	
			国・自治体の管理職	8,000	
			国の補佐・専門官	5,000	
			その他	5,000	
	そ の 他	医師・弁護士	10,000		
		職業的講師	10,000		
		企業・団体の役員	8,000		
		その他	5,000		
	県 内	学 校 官 公 署	大学教授	5,000	
			大学准教授	4,000	
			その他の大学職員	3,500	
			自治体の特別職	5,000	
			国・自治体の管理職	4,000	校長・教頭を含む
			その他	3,000	
		そ の 他	職業的講師	10,000	
			医師・弁護士	5,000	
企業・団体の役員			4,000		
その他			3,000		
内部講師		勤務時間外	3,000	勤務時間外のみ	

※上記により難しい場合は、財政課と調整すること。

(那覇市：平成20年4月1日現在)